## 通知電気工事業の廃止するとき

## 1. 提出書類等

- (1) 電気工事業廃止通知書(様式第14の5)
- (2) 電気工事業者開始通知受理通知書を返納してください。
- 2. 提 出 先 (持参または簡易書留でご提出ください)

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県商工労働部産業振興課

総務企画係

TEL 0852-22-5486

雷気	工事業	上類当	·涌知	書
世へ	ーナオ		사내가	

×整理番号				
×受理年月日	年	月	日	_

年 月 日

鳥根	1目 年	重	殿
一层水区	県九	] <del>       </del>	ÆΔ

Ŧ

住 所

氏名又は名称

法人にあっては 代表者の氏名

(連絡先 TEL:

\_ \_ )

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 17 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 11 条の規定により、次のとおり通知 します。

1	電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定によ	る
	通知の年月日年月日	
2	事業を廃止した年月日 年 月 日	
3	事業を廃止した理由	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。